資料提供
広報取材依頼

情報提供日	令和８年１１月１３日
問い合わせ先	大田市総務部人権推進課（宮脇こずえ）
	TEL　0854-83-8038（直通）

「人権週間にあわせた街頭啓発活動」

１．行　事　名	人権週間にあわせた街頭啓発活動
２．目　　的	地域社会に向けた人権啓発および広報活動
３．開催（実施）期間	令和８年１２月８日（火）
４．開催（実施）時間	１７：００～１８：００
５．開催（実施）場所	イオン大田店、グッディー大田店、みしまや大田長久店
６．主　　催	大田市人権問題に関する企業等連絡協議会 会長　川上　隆（島根県農業協同組合石見銀山地区本部 本部長）
７．協　　力	大田市（担当：大田市総務部人権推進課）
８．参加対象者	会員企業、大田市人権推進課、大田市人権センター
９．行事の内容	人権週間（12/4～10）に合わせた街頭啓発活動 市内３店舗前での啓発物品の配布

【大田市人権問題に関する企業等連絡協議会とは】

近年、企業活動においても人権尊重の視点が一層重要となる中、地域に根ざす企業等が主体となり、互いに連携しながら人権意識の向上や課題解決に取り組んでいくことが求められています。

このような状況を踏まえ、企業等が相互に連携し、自主的に研修や啓発活動、情報交換等を行う場として、本年７月「大田市人権問題に関する企業等連絡協議会」が創設されました。本協議会は、会員企業が主体となり、人権を尊重する企業風土の醸成や、地域社会への貢献につながる取組を進めていくことを目的としています。

10．特記事項	
11．その他	

大田市人権問題に関する企業等連絡協議会 とは

近年、企業活動においても人権尊重の視点が一層重要となる中、地域に根ざす企業等が主体となり、互いに連携しながら人権意識の向上や課題解決に取り組んでいくことが求められています。

このような状況を踏まえ、企業等が相互に連携し、自主的に研修や啓発活動、情報交換等を行う場として、2026年7月「大田市人権問題に関する企業等連絡協議会」を創設いたしました。

本協議会は、会員企業が主体となり、人権を尊重する企業風土の醸成や、地域社会への貢献につながる取組を進めていくことを目的としています。

目　的

ユネスコの精神に基づく『人権尊重のまち大田市』の理念を共有し、「ビジネスと人権」の視点を踏まえて企業等が連携しながら人権尊重の取組を推進することで、持続可能な企業活動と人権が尊重される地域社会の実現をめざす。

理　由

現状、各企業等が個別に実施している人権に関する取組において、人権に関する知識や人材、資源が不足している状況であるため、協議会での活動により企業同士のノウハウの共有や互いの学び合いができる。

期　待

行政に限らず、地域の企業や事業所、団体が一丸となって人権を尊重し、地域社会に貢献することは、その企業等の成長にもつながり、ひいては市全体の発展にも寄与する。

協議会の主な活動内容

- 会員企業は年会費を納め、その会費収入により協議会の活動を行う。
- 役員体制：会長、副会長、事務局長、理事、監事
- 年１回の総会開催。適宜役員会開催
- 活動内容：人権研修会（講演会）、人権週間等における街頭啓発活動 等

協議会へのお問合せは

大田市人権問題に関する企業等連絡協議会（大田市人権推進課 内）

0854-83-8038　　o-jinken@city.oda.lg.jp